

住宅取得補助金が変わりました！！

令和元年度(原則令和元年5月以降に住宅を取得された方)

若い世代の住宅取得補助金のしおり

～ 令和元年7月1日から受付開始 ～

<制度の趣旨>

我孫子市では、平成26年度から若い世代や子育て世代の住宅取得に対する補助を行い、若い世代の市外からの転入や市内での定住化を促進しています。

令和元年7月からは、基本補助を2万円とし、住みよいまちづくりを目指します。

<資格要件と補助内容>

○住宅取得者(申請者)の要件について

次の要件を満たした住宅取得者に補助金が交付されます。さらに加算要件を満たした場合は、それぞれの金額を加算した金額が交付されます。

補助要件及び補助金額一覧表

補助の種類		要件	補助金額
基本補助	若い世代の住宅取得	我孫子市に住民票があり40歳未満(既婚者の場合は夫婦どちらかでも可)の方が住宅取得し、市税の滞納が無い場合	2万円
加算補助	市内東側での住宅取得	我孫子市の東側地区(※)で、住宅を取得した場合	+10万円
加算補助	取得者またはその配偶者が市外からの転入者	取得者またはその配偶者が、市外等から交付対象住宅での定住を目的とする転入者である場合 ①転入日が申請日からさかのぼって1年以内 ②転入日からさかのぼって1年以上我孫子市に住民票が無かった ※上記①・②に該当する方が加算対象となります。	+5万円

最大17万円の補助！！

※我孫子市内の都部、都部新田、湖北台1～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1～4丁目、南新木1～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1～7丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田のことを指します。

○交付対象住宅の要件について

取得した住宅は、次の全ての要件を満たしてなければなりません。1つでも該当しない要件がある場合は、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

- ①居住部分の延床面積が50㎡以上であり、居間・台所・玄関・便所・浴室が備え付けてあること。
- ②建築基準法第6条第1項または同法第6条の2に規定する確認済証の交付を受けていること。
- ③不動産登記において、所有権の登記がされていること。
- ④令和2年3月31日までに取得した住宅であり、取得日から原則1年以内に申請すること。

<補助金申請の方法>

補助金を申請するときは、該当住宅を取得してから1年以内に補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を全て添付のうえ、建築住宅課まで提出してください。

※提出時に書類のチェックを行いますので、郵送や行政サービスセンターでの受付は原則としてできません。お手数ですが取得した住宅や申請者の状況の分かる方が認印をお持ちのうえ、建築住宅課まで持参してください。

※やむを得ない事情により持参することができない場合は、事前に建築住宅課までご相談ください。

必要書類一覧

提出が必要な方	必要書類	留意事項
申請者全員が必要な書類	補助金交付申請書 (様式第1号)	裏面が同意書になっています。
	誓約書(様式第2号)	我孫子市での定住意思を確認させていただきます。
	世帯全員分の続柄が記載された住民票の写し	同意書の提出により省略することができます。
	①交付対象住宅の所有者がわかる登記事項証明書 (建物の全部事項証明書) ②登記完了証(建物の所有権)の写し(所有者が分かるものに限る) ③登記識別情報の写し	※どちらかで可 ①法務局で取得できます。 (有料) ②・③登記完了後に法務局より交付されます。
	交付対象住宅の確認済証の写し	同意書の提出により省略することができます。
	市税に滞納がないことを証する書類	同意書の提出により省略することができます。
加算補助 取得者または配偶者が市外からの転入者に該当する方が必要な書類	転入者の戸籍の附票 ※申請日からさかのぼって過去1年以内に転籍等(戸籍の移動等)をした場合は、以前の本籍地での除附票が必要となります。	同意書の提出により省略することができます。 本籍地の役所で取得できます。 ※状況に応じて、以前の本籍地での取得となります。

添付書類の注意点

- 交付対象住宅の所有者がわかる登記事項証明書（建物の全部事項証明書）について・・・
建物の規模、用途、所有者等を確認するため提出していただく書類です。
必要な書類は、「建物」の全部事項証明書です。「土地」ではありませんので、ご注意ください。
また、登記情報提供サービスを利用した書類でも申請可能です。
- 交付対象住宅の所有者がわかる登記完了証（建物の所有権）について・・・
建物の所有者が確認できるものに限ります。書面申請の場合は、所有者が確認できない場合があります。また、共有名義の場合で、持分が確認できない場合は受付することができません。予めご了承ください。
- 交付対象住宅の確認済証の写しについて・・・
同意書の提出により省略することができます。
表題が「建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証」と記載されている書類です。
また、中古住宅の取得や集合住宅（マンション）の取得の場合は、手渡されていないことがあります。その際は、ご相談ください。
- 転入者の戸籍の附票について・・・
同意書の提出により省略することができます。
戸籍の附票とは、そこに本籍地がある時の住所履歴が記載された書類です。過去1年間の住所履歴を確認するため、提出していただく書類です。申請日からさかのぼって過去1年以内に複数回転籍等を行っている場合は、状況に応じて必要書類が異なります。事前にご相談ください。

※同意により書類を省略する場合は、必ず世帯全員の同意が必要となります。

<補助金額の決定と請求>

申請書受領後、書類の審査のうえ通知書を発送します。補助金の交付が決定された場合は、通知書と一緒に白紙の請求書を同封して送付しますので、必要事項を記入し提出してください。
※交付決定だけでは補助金は支払われません。請求書の提出を忘れずにお願いいたします。

<補助金交付決定の取消と補助金の返還>

補助金の交付が決定された後（補助金の支払が終了した後）、次の事由が発生した場合は、補助金の交付を取消し、返還を求めることがありますのでご注意ください。

- ①交付対象住宅から転出や転居をしたとき。
- ②交付対象住宅の所有権が相続以外で第三者に移転したとき。
- ③我孫子市の市税に滞納が生じたとき。
- ④その他、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

<その他の留意事項>

- 申請書や添付書類の一部は、建築住宅課に備え付けてあります。また、我孫子市のホームページからダウンロードすることもできます。
- この補助金は、一戸の交付対象住宅に対して一回限りの申請となります。
- 「令和2年3月31日までの住宅取得」とは、「令和2年3月31日までに所有権登記された住宅のことを言います。
- 所有権登記日は、登記完了証、登記識別情報又は登記事項証明書の受付年月日を確認します。
- 申請者の年齢は住宅の所有権登記日で判断します。
- 取得する住宅の種類は、新築・中古住宅・分譲マンション等の種類を問いません。中古住宅の場合は「我孫子市リフォーム補助金」を活用することもできます。
- 店舗等併用住宅の場合でも、交付対象住宅の条件を満たしていれば、交付対象住宅として取り扱います。
- 住宅の名義が共有名義の場合は、申請者とその配偶者の所有分を合算して2分の1以上所有していることが必要となります。
- ご申請の際、必要となる場合がありますので、認印をお持ちください。

この補助金は、令和元年度（令和2年3月31日までの所有権登記、申請は令和2年5月末まで）をもって終了する予定です。

<お問い合わせ>

〒270-1192

千葉県我孫子市我孫子 1858 番地

我孫子市役所 建築住宅課 住宅担当

TEL 04-7185-1111 内601

FAX 04-7185-4329

（令和元年7月1日 修正）